

高額療養費制度の見直し(案)について

平成 29 年度に実施が予定されている 70 歳以上の高額療養費制度の変更内容等について報告する。

1. 高額療養費の見直し(案)について

国は、世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、毎月の医療費の自己負担額を超えた場合は後で払い戻す「高額療養費制度」を見直して、70 歳以上の現役並み所得者等の自己負担限度額を引き上げる予定である。

【外来】

現役並み所得者の自己負担限度額を 57,600 円に変更(現行 44,400 円)

一般所得者の自己負担限度額を 14,000 円に変更(現行 12,000 円)

【外来+入院】

一般所得者の自己負担限度額を 57,600 円に変更(現行 44,400 円)

自己負担限度額(ひと月あたり)

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
		現役並み所得者(3割) (※3)	57,600円 [29年7月診療分までは 44,400円]
一般 (1割)	14,000円(※1) [29年7月診療分までは 12,000円]	57,600円(※2) [29年7月診療分までは 44,400円]	
税等(※4) 住民税非課税	区分Ⅱ(1割)	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ(1割)	8,000円	15,000円

※1: 1年間(8月~翌年7月)の上限額は144,000円

※2: 過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円

※3: 住民税課税標準額が145万円以上の方。

※4: 区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方

区分Ⅰ ア. 住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方。

イ. 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

2 入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し（案）

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとする。ただし、指定難病患者については、負担を求めない。

食費（一食あたり）及び居住費（一日あたり）の自己負担額

所得区分		食費 (変更なし)	居住費 現行	居住費 29年10月以降
現役並み所得者（3割）		460円	320円 (0円)※	370円 (200円)※
一般（1割）		460円	320円 (0円)※	370円 (200円)※
住民税非課税等	区分Ⅱ（1割）	210円	320円 (0円)※	370円 (200円)※
	区分Ⅰ（1割）	130円	320円 (0円)※	370円 (200円)※
		老齢福祉 年金受給者	100円	0円

※ 人工呼吸器、静脈栄養が必要な方など、入院医療の必要性が高い方。